

○建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等について

平成27年3月17日 国港総第494号

最終改正 平成30年6月25日 国港総第101号

港湾局総務課長から

各地方整備局総務部総括調整官あて

競争入札における入札参加者、公募型プロポーザル方式等における技術提案書の提出者等の間に競争の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、競争の公正性の確保の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一の競争への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。

1. 実施事項

競争の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一の競争への参加は認めないこととする。同一の競争に参加する複数の者（組合（設計共同体を含む。2.（3）において同じ。）にあってはその構成員）の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2. 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律154号）第2条第7号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公示等への記載

(1) 公募型競争入札等

公募型競争入札又は簡易公募型競争入札（以下「公募型競争入札等」という。）にあつては、公示及び入札説明書において、基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(2) 公募型競争入札等以外の指名競争入札

公募型競争入札等以外の指名競争入札にあつては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 公募型プロポーザル方式等

公募型プロポーザル方式又は簡易公募型プロポーザル方式（以下「公募型プロポーザル方式等」という。）にあつては、公示及び業務説明書において、基準該当者は技術提案書の提出者として選定しない旨及び基準該当者の提出した技術提案書を無効とする旨を明示する。

(4) 標準プロポーザル方式

標準プロポーザル方式にあつては、技術提案書の提出要請書において、基準該当者の提出した技術提案書を無効とする旨を明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 公募型競争入札等

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得（「競争契約入札心得について」（平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）の別紙をいう。以下同じ。）第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

(2) 公募型競争入札等以外の指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

(3) 公募型プロポーザル方式等

基準該当者は技術提案書の提出者として選定せず、選定後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者の提出した技術提案書を無効とする。

(4) 標準プロポーザル方式

基準該当者の提出した技術提案書を無効とする。

ただし、技術提案書の特定に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが参加を辞退した場合には、この限りではない。

5. 留意事項

競争入札において、参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意するものとする。なお、基準に該当するか否かを問わず、参加希望者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

また、その他の方式にあっても、競争入札に準じて取り扱うものとする。

附 則

1. 本通達は、平成27年4月1日以後に記3に規定する明示を行った建設コンサルタント業務等より適用するものとする。

附 則（平成28年8月31日付け国港総第220号）

この通達は、平成29年4月1日以後に入札手続きを開始する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成30年6月25日付け国港総第101号）

本通達は、平成31年4月1日以後に入札手続又は選定手続を開始する建設コンサルタント業務等について適用する。